

浄教寺十六羅漢像が県の文化財に指定されました

平成29年3月17日付けで浄教寺（有田川町長田）が所蔵する十六羅漢像（旧有田川町指定文化財）が新たに和歌山県の文化財に指定されました。

羅漢とは「阿羅漢」の略称で、本来は「敵（煩惱）を倒すもの」「供養・尊敬を受けるに値するもの」を意味しています。これが後に「出家修行者の最高位に達したものの」「釈迦が亡くなった後にその教えを護る従者」として信仰されるようになりました。日本では、鎌倉時代に旧仏教勢力において釈迦への回帰が主張され、羅漢信仰が盛り上がったことにより羅漢像の制作が盛んになりました。

羅漢像には、十六・十八・五百羅漢などがありますが、浄教寺の羅漢像はそれぞれに一羅漢を描写した16副からなる十六羅漢像です。自然景を背景にして岩や椅子などに座って印を結び、人物や動物から供養を受ける羅漢の姿を表しています。彩色は控えめですが、獣毛や袈裟の縫い目などは緻密に描かれています。この十六羅漢像

は、田殿丹生神社の北側に存在した最勝寺から他の寺宝とともに浄教寺に伝来したものです。制作時期は、南北朝時代から室町時代初期（約600年前）と推定されており、この時代の作で16副全てがそろっていることは非常に少ないことから、貴重な例と評価されました。

浄教寺十六羅漢像の中で、特に注目されるのが、樹木に抱かれて座禅を組む羅漢像（写真・縦115・8cm）で、この羅漢像は明恵上人樹上坐禅像（京都高山寺蔵・国宝）と近似することが指摘されています。釈迦を慕った明恵上人は、羅漢にも特別な思い入れを持ち、自身の存在を羅漢に重ね合わせていたと考えられており、また最勝寺においても修行を行っていました。明恵上人と浄教寺十六羅漢像は、直接的な繋がりには確認できませんが、明恵上人が所持していた十六羅漢像の具体的な内容や思想を知る上でも貴重な文化財と考えられます。

